

博物館法に基づく博物館登録について

- 北海道博物館は、道立の総合博物館として北海道の中核的博物館の役割を担うことを使命の一つとして定めており、法的な位置づけを得て、博物館の機能の充実や求められる役割を積極的に果たすため、博物館法に基づく登録博物館の申請を行い、令和8年3月に登録された。

1 経過等

- ・ 博物館法に基づく博物館の登録要件は、教育委員会所管であるか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）に基づく特例条例の制定が必要であったが、令和4年度の法改正に伴い所管替えや条例制定を要しないこととなり、制度・組織上の課題が解消された。
- ・ 法改正以降、文化観光推進事業や第3期中期目標・計画の策定等を先行させてきたが、これらが一定の進捗を見たことから、北海道博物館としての開設 10 周年に当たる令和7年度中の登録を目指し、令和7年12月に申請を行い、令和8年3月4日に登録された。

2 登録の意義

当館は、総合博物館として備えるべき基本的機能の検証や、北海道の中核的博物館として地域活性化への貢献を基本的運営方針に掲げており、登録により、博物館機能や信頼度の向上、他の館園等とのネットワーク化等に積極的な役割を果たすことが可能となる。

なお、事業等に係る利点は下表のとおり。

希少野生動物種譲渡規制の緩和	展示のための譲渡に係る事前許可申請が免除（事後届出のみ）
著作物の複製等	営利を目的としない事業において著作物の複製（デジタル化等）を行うことが可能（図書館と同様の扱いに）
文化庁 Innovate MUSEUM 事業	博物館DX、地域課題対応、広域ネットワーク課題対応、経営課題対応等に係る補助事業へ申請可

教 文 博 第 3 6 2 8 号
令和 8 年 (2 0 2 6 年) 3 月 4 日

北海道知事 鈴木直道様

北海道教育委員会教育長 中島俊明

博物館の登録について(通知)

さきに申請のあった「北海道博物館」を博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 14 条の規定に基づき、博物館登録原簿に登録したので、通知します。

今後とも、博物館法の目的や登録要件等に適合した博物館の運営を行ってください。

記

1 設置者

北海道

2 名称

北海道博物館

3 所在地

北海道札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

4 登録年月日

令和8年(2026年)3月4日

5 登録記号番号

北博登第 76 号

6 特記事項【学識経験を有する者の意見(博物館法第 13 条第3項)】

旧北海道開拓記念館時代より、北海道内の博物館のフラッグシップとしての活動を積み重ねており、数度の改修工事、学芸職員(研究員を含む)の随時の補充を行うなど、現在もその機能を維持しており登録博物館とすることに疑義はない。

調査研究活動の公開も行われているが、研究紀要、調査報告書のデジタルデータ公開に着手していただければ、地方の博物館、研究者にも大きな助けとなるであろう。

森林公園の一角にあることで、自然環境には恵まれているが、公共交通機関での利用が不便なことは否めず、また家族連れでの利用を考えれば、館内での食事提供の場(喫茶コーナーは設置)も今後の課題として検討していただきたい。

学芸スタッフの地方への派遣は、対象地域が広大ではあるが、着実に行われている。今後は博物館だけではなく、地域の学校、更には各教育委員会の文化財担当への指導・助言にも一層力を入れていただきたい。

生涯学習推進局文化財・博物館課

博物館係 担当:西野

電話:011-204-5747

FAX:011-232-1076

Email:nishino.takuhira@pref.hokkaido.lg.jp